



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 10 月 11 日 (月曜日) 第 245 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁	
○宮崎県物流通統計調査の実施…………… (統計調査課) 1) の所在地の変更…………… (障がい福祉課) 2
○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1		○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の所在地の変更…………… (") 2
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (") 1		○土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 2
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (") 2		○土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (") 2
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (") 2		○土砂災害警戒区域の指定 (2件) …………… (") 3
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療)		○土砂災害特別警戒区域の指定 (2件) …………… (") 5
		公 告
		○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 7
		○土地改良区の役員の就退任の届出 (3件) …… (農村整備課) 7

告 示

宮崎県告示第 759号

宮崎県統計条例 (昭和31年宮崎県条例第26号。以下「条例」という。) 第2条第3項に規定する県指定統計調査として宮崎県物流通統計調査 (以下「調査」という。) を実施するので、条例第3条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 10 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 調査目的

生産財及び最終需要財の県内における自給状況並びに県外への移輸出状況及び県内への移輸入状況を把握し、本県における産業連関表の作成のための基礎資料を得ることにより、もって本県産業の振興に寄与することを目的とする。

2 調査範囲

日本標準産業分類 (平成25年総務省告示第 405号) 3(4)に掲げる大分類 E - 製造業に属する事業所のうち知事が指定したもの (以下「指定事業所」という。) について行う。

3 調査事項

調査事項は、次のとおりとする。

- (1) 製造品の自工場生産額
- (2) 自工場生産額のうち自工場消費額

- (3) 自工場生産額のうち輸出向出荷額
- (4) 自工場生産額のうち国内向出荷額
- (5) 国内向出荷額のうち消費地別構成比
- 4 調査期日
令和 2 年 12 月 31 日 現在によって行う。
- 5 調査方法
指定事業所に配布する調査票又は宮崎県電子申請システム (以下「調査票等」という。) によって行う。
- 6 調査票等の提出
指定事業所は、調査票等に所定の事項を記入又は入力し、知事が指定した日までに知事に提出しなければならない。
- 7 結果の公表
知事は、6の規定により提出された調査票等の審査及び集計を行い、結果を速やかに公表する。
- 8 報告義務に関する事項
指定事業所は、条例第4条第2項の規定により、この調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

宮崎県告示第 760号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和 3 年 10 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
455190071	じりつさばーとゆい	東諸県郡国富町大字森永1900番地1	合同会社ゆらり	東諸県郡国富町大字森永1900番地1	令和3年10月1日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 761号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第1項の規定により、次のとおり指

定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 3 年 10 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4522050501	ふれあいの杜 川南	児湯郡川南町大字川南4646番地5	株式会社フレンズ企画	宮崎市阿波岐原町前浜4276番地 822	令和3年10月1日	共同生活援助

宮崎県告示第 762号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和3年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
早鈴マリンバ薬局	都城市	薬局	令和3年10月1日

宮崎県告示第 763号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和3年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
みなと調剤薬局	日南市	薬局	令和3年10月1日
訪問看護ステーションあいに	宮崎市	訪問看護	令和3年10月1日

宮崎県告示第 764号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和3年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
有限会社 丘の上薬局瀨の口店	延岡市	延岡市瀨之口町1丁目4-11瀨の口ビル1F西側	延岡市瀨之口町1丁目4-11MH BUILD 1F西側	令和3年9月10日

宮崎県告示第 765号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和3年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
有限会社 丘の上薬局瀨の口店	延岡市	延岡市瀨之口町1丁目4-11瀨の口ビル1F西側	延岡市瀨之口町1丁目4-11MH BUILD 1F西側	令和3年9月10日

宮崎県告示第 766号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年宮崎県告示第 697号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日之影町	袴谷	I-1-1954	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 767号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成29年宮崎県告示第 696号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日之影町	袴谷	I-1-1954	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 768号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小林市	向江谷川	05-363-1-004	土 石 流
	内 山 1	05-363-1-005	土 石 流
	立の尾谷	05-363-1-007	土 石 流
	内 山 2	05-363-1-008	土 石 流
	あせぼの谷川	05-363-1-009	土 石 流
	こら谷川	05-363-1-010	土 石 流
	永田峠谷川	05-363-1-012	土 石 流
	鳶の巣谷川	05-363-1-013	土 石 流
	鳥田町 1	05-363-1-014	土 石 流
	宮路谷川	05-363-1-015	土 石 流
	下 田 2	05-363-1-019	土 石 流
	下 田 4	05-363-2-021	土 石 流
	下 田 5	05-363-2-022	土 石 流
	下 田 6	05-363-2-023	土 石 流
	軍 谷 川	05-363-2-024	土 石 流
	下 田 7	05-363-2-025	土 石 流
	下 田 8	05-363-2-026	土 石 流
	鳥田町 2	05-363-2-028	土 石 流
	鳥田町 3	05-363-2-029	土 石 流
	鳥田町 3-新①	05-363-2-029-新①	土 石 流

鳥田町 11	05-363-2-030	土 石 流
鳥田町 4	05-363-2-033	土 石 流
鳥田町 6	05-363-2-035	土 石 流
鳥田町 7	05-363-2-036	土 石 流
鳥田町 8	05-363-2-037	土 石 流
鳥田町 9	05-363-2-038	土 石 流
鳥田町 17	05-363-2-047	土 石 流
鳥田町 18	05-363-2-048	土 石 流
鳥田町 19	05-363-2-049	土 石 流
夏竹谷	05-363-2-050	土 石 流
堂屋敷 1	05-363-2-051	土 石 流
堂屋敷 2	05-363-2-052	土 石 流
仮屋谷川	05-363-2-063	土 石 流
津山谷川	05-363-2-064	土 石 流
下 田 9	05-363-2-066	土 石 流
下 田 10	05-363-2-067	土 石 流
田代八重川	05-363-2-068	土 石 流
赤 坂	I-1-0752	急傾斜地の崩壊
町東-1	I-1-0753	急傾斜地の崩壊
町東2号	I-1-0768	急傾斜地の崩壊
平 の 前	I-1-0769	急傾斜地の崩壊
沢 牟 田	I-1-0773	急傾斜地の崩壊
赤坂第2	I-1-0777	急傾斜地の崩壊
唐 池	I-1-0815	急傾斜地の崩壊
内 山 2	I-1-0818	急傾斜地の崩壊
下 ノ 原	I-1-0823	急傾斜地の崩壊
種子田 1	I-1-3291	急傾斜地の崩壊

下九瀬 1	I-1-3322	急傾斜地の崩壊	堂屋敷-1 -新①	II-1-5632-新①	急傾斜地の崩壊
上九瀬-1	I-1-3323	急傾斜地の崩壊	堂屋敷-1 -新②	II-1-5632-新②	急傾斜地の崩壊
上九瀬-1 -新①	I-1-3323-新①	急傾斜地の崩壊	堂屋敷-2	II-1-5633	急傾斜地の崩壊
下九瀬-2	I-1-3329	急傾斜地の崩壊	田代八重	II-1-5634	急傾斜地の崩壊
下九瀬-2 -新①	I-1-3329-新①	急傾斜地の崩壊	堂屋敷-3	II-1-5635	急傾斜地の崩壊
唐池 1	I-1-3330	急傾斜地の崩壊	堂屋敷-3 -新①	II-1-5635-新①	急傾斜地の崩壊
内山 3	II-1-0820	急傾斜地の崩壊	堂屋敷-3 -新②	II-1-5635-新②	急傾斜地の崩壊
向江田 1	II-1-5311	急傾斜地の崩壊	堂屋敷-3 -新③	II-1-5635-新③	急傾斜地の崩壊
向江田 2	II-1-5312	急傾斜地の崩壊	麓 - 1	II-1-5658	急傾斜地の崩壊
種子田 2	II-1-5313	急傾斜地の崩壊	麓 - 2	II-1-5659	急傾斜地の崩壊
水落	II-1-5338	急傾斜地の崩壊	麓 - 3	II-1-5660	急傾斜地の崩壊
向江田 3	II-1-5378	急傾斜地の崩壊	麓 - 4	II-1-5661	急傾斜地の崩壊
穂屋下 3	II-1-5383	急傾斜地の崩壊	片地-1- 新①	II-1-5662-新①	急傾斜地の崩壊
下九瀬-3	II-1-5619	急傾斜地の崩壊	片地-2- 新①	II-1-5663-新①	急傾斜地の崩壊
下九瀬 2	II-1-5620	急傾斜地の崩壊	内山 7	II-1-5675	急傾斜地の崩壊
下九瀬-6	II-1-5622	急傾斜地の崩壊	下九瀬-14	II-1-5683	急傾斜地の崩壊
下九瀬-7	II-1-5623	急傾斜地の崩壊	下九瀬 3	II-1-5685	急傾斜地の崩壊
下九瀬-8	II-1-5624	急傾斜地の崩壊	下九瀬 4	II-1-5686	急傾斜地の崩壊
下九瀬-9	II-1-5625	急傾斜地の崩壊	下九瀬 6	II-1-5692	急傾斜地の崩壊
下九瀬-12	II-1-5628	急傾斜地の崩壊	下九瀬	II-1-5698	急傾斜地の崩壊
下九瀬-13	II-1-5629	急傾斜地の崩壊	神ノ原 2	II-1-5703	急傾斜地の崩壊
上九瀬-2	II-1-5630	急傾斜地の崩壊	下九瀬 11	II-1-5705	急傾斜地の崩壊
上九瀬-3	II-1-5631	急傾斜地の崩壊	堂屋敷-4	II-1-5706	急傾斜地の崩壊
上九瀬-3 -新①	II-1-5631-新①	急傾斜地の崩壊	堂屋敷-5	II-1-5707	急傾斜地の崩壊
堂屋敷-1	II-1-5632	急傾斜地の崩壊			

	内 山 13	Ⅱ-1-5712	急傾斜地の崩壊
	内 山 17	Ⅱ-1-5714	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 769号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日之影町	袴 谷 1	I-1-1954	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 770号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の溪流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
小 林 市	内 山 1	05-363-1-005	土 石 流
	立の尾谷	05-363-1-007	土 石 流
	内 山 2	05-363-1-008	土 石 流
	あせぼの谷 川	05-363-1-009	土 石 流
	永田峠谷川	05-363-1-012	土 石 流
	鳥田町 1	05-363-1-014	土 石 流
	下 田 4	05-363-2-021	土 石 流
	下 田 5	05-363-2-022	土 石 流

下 田 6	05-363-2-023	土 石 流
軍 谷 川	05-363-2-024	土 石 流
下 田 7	05-363-2-025	土 石 流
下 田 8	05-363-2-026	土 石 流
鳥田町 3	05-363-2-029	土 石 流
鳥田町 3- 新①	05-363-2-029 -新①	土 石 流
鳥田町 11	05-363-2-030	土 石 流
鳥田町 4	05-363-2-033	土 石 流
鳥田町 6	05-363-2-035	土 石 流
鳥田町 7	05-363-2-036	土 石 流
鳥田町 8	05-363-2-037	土 石 流
鳥田町 17	05-363-2-047	土 石 流
鳥田町 18	05-363-2-048	土 石 流
鳥田町 19	05-363-2-049	土 石 流
夏 竹 谷	05-363-2-050	土 石 流
堂屋敷 1	05-363-2-051	土 石 流
堂屋敷 2	05-363-2-052	土 石 流
仮屋谷川	05-363-2-063	土 石 流
津山谷川	05-363-2-064	土 石 流
下 田 9	05-363-2-066	土 石 流
下 田 10	05-363-2-067	土 石 流
田代八重川	05-363-2-068	土 石 流
平 の 前	I-1-0769	急傾斜地の崩壊
沢 牟 田	I-1-0773	急傾斜地の崩壊
赤坂第 2	I-1-0777	急傾斜地の崩壊
唐 池	I-1-0815	急傾斜地の崩壊
内 山 2	I-1-0818	急傾斜地の崩壊

下ノ原	I-1-0823	急傾斜地の崩壊	上九瀬-3 -新①	II-1-5631-新①	急傾斜地の崩壊
種子田 1	I-1-3291	急傾斜地の崩壊	堂屋敷-1	II-1-5632	急傾斜地の崩壊
下九瀬 1	I-1-3322	急傾斜地の崩壊	堂屋敷-1 -新①	II-1-5632-新①	急傾斜地の崩壊
上九瀬-1	I-1-3323	急傾斜地の崩壊	堂屋敷-1 -新②	II-1-5632-新②	急傾斜地の崩壊
上九瀬-1 -新①	I-1-3323-新①	急傾斜地の崩壊	堂屋敷-2	II-1-5633	急傾斜地の崩壊
下九瀬-2	I-1-3329	急傾斜地の崩壊	田代八重	II-1-5634	急傾斜地の崩壊
下九瀬-2 -新①	I-1-3329-新①	急傾斜地の崩壊	堂屋敷-3	II-1-5635	急傾斜地の崩壊
唐池 1	I-1-3330	急傾斜地の崩壊	堂屋敷-3 -新①	II-1-5635-新①	急傾斜地の崩壊
内山 3	II-1-0820	急傾斜地の崩壊	堂屋敷-3 -新②	II-1-5635-新②	急傾斜地の崩壊
向江田 1	II-1-5311	急傾斜地の崩壊	堂屋敷-3 -新③	II-1-5635-新③	急傾斜地の崩壊
向江田 2	II-1-5312	急傾斜地の崩壊	麓 - 1	II-1-5658	急傾斜地の崩壊
種子田 2	II-1-5313	急傾斜地の崩壊	麓 - 2	II-1-5659	急傾斜地の崩壊
水落	II-1-5338	急傾斜地の崩壊	麓 - 3	II-1-5660	急傾斜地の崩壊
向江田 3	II-1-5378	急傾斜地の崩壊	麓 - 4	II-1-5661	急傾斜地の崩壊
穂屋下 3	II-1-5383	急傾斜地の崩壊	片地-1- 新①	II-1-5662-新①	急傾斜地の崩壊
下九瀬-3	II-1-5619	急傾斜地の崩壊	片地-2- 新①	II-1-5663-新①	急傾斜地の崩壊
下九瀬 2	II-1-5620	急傾斜地の崩壊	内山 7	II-1-5675	急傾斜地の崩壊
下九瀬-6	II-1-5622	急傾斜地の崩壊	下九瀬-14	II-1-5683	急傾斜地の崩壊
下九瀬-7	II-1-5623	急傾斜地の崩壊	下九瀬 3	II-1-5685	急傾斜地の崩壊
下九瀬-8	II-1-5624	急傾斜地の崩壊	下九瀬 4	II-1-5686	急傾斜地の崩壊
下九瀬-9	II-1-5625	急傾斜地の崩壊	下九瀬 6	II-1-5692	急傾斜地の崩壊
下九瀬-12	II-1-5628	急傾斜地の崩壊	下九瀬	II-1-5698	急傾斜地の崩壊
下九瀬-13	II-1-5629	急傾斜地の崩壊	神ノ原 2	II-1-5703	急傾斜地の崩壊
上九瀬-2	II-1-5630	急傾斜地の崩壊			
上九瀬-3	II-1-5631	急傾斜地の崩壊			

	下九瀬 11	Ⅱ-1-5705	急傾斜地の崩壊	<p>令和3年10月11日から令和3年11月11日まで</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西諸土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。</p> <p>令和3年10月11日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 就任した役員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役名</th> <th>氏名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事</td> <td>小磯信夫</td> <td>小林市北西方6947番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(任期：令和4年3月28日まで)</p> <p>2 退任した役員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役名</th> <th>氏名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事</td> <td>高元豊</td> <td>小林市細野4982番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、渠ノ浦土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。</p> <p>令和3年10月11日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 就任した役員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役名</th> <th>氏名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事</td> <td>川野利男</td> <td>小林市南西方4407番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>松ヶ野博</td> <td>小林市南西方4478番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>大山英雄</td> <td>小林市南西方4759番地1</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>松元昇</td> <td>小林市南西方4476番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>富満正年</td> <td>小林市細野3950番地12</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>佐々木勇</td> <td>小林市南西方4203番地1</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>松元五夫</td> <td>小林市南西方4630番地9</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>柳川けい子</td> <td>小林市南西方4254番地1</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>松ヶ野静男</td> <td>小林市南西方4479番地1</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>大牟田勝徳</td> <td>小林市南西方5140番地</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>松元良一</td> <td>小林市南西方4604番地37</td> </tr> </tbody> </table> <p>(任期：令和6年3月31日まで)</p> <p>2 退任した役員</p>	役名	氏名	住所	理事	小磯信夫	小林市北西方6947番地	役名	氏名	住所	理事	高元豊	小林市細野4982番地1	役名	氏名	住所	理事	川野利男	小林市南西方4407番地	理事	松ヶ野博	小林市南西方4478番地	理事	大山英雄	小林市南西方4759番地1	理事	松元昇	小林市南西方4476番地	理事	富満正年	小林市細野3950番地12	理事	佐々木勇	小林市南西方4203番地1	理事	松元五夫	小林市南西方4630番地9	理事	柳川けい子	小林市南西方4254番地1	理事	松ヶ野静男	小林市南西方4479番地1	監事	大牟田勝徳	小林市南西方5140番地	監事	松元良一	小林市南西方4604番地37
役名	氏名	住所																																																		
理事	小磯信夫	小林市北西方6947番地																																																		
役名	氏名	住所																																																		
理事	高元豊	小林市細野4982番地1																																																		
役名	氏名	住所																																																		
理事	川野利男	小林市南西方4407番地																																																		
理事	松ヶ野博	小林市南西方4478番地																																																		
理事	大山英雄	小林市南西方4759番地1																																																		
理事	松元昇	小林市南西方4476番地																																																		
理事	富満正年	小林市細野3950番地12																																																		
理事	佐々木勇	小林市南西方4203番地1																																																		
理事	松元五夫	小林市南西方4630番地9																																																		
理事	柳川けい子	小林市南西方4254番地1																																																		
理事	松ヶ野静男	小林市南西方4479番地1																																																		
監事	大牟田勝徳	小林市南西方5140番地																																																		
監事	松元良一	小林市南西方4604番地37																																																		
	堂屋敷-4	Ⅱ-1-5706	急傾斜地の崩壊																																																	
	堂屋敷-5	Ⅱ-1-5707	急傾斜地の崩壊																																																	
	内山 13	Ⅱ-1-5712	急傾斜地の崩壊																																																	
	内山 17	Ⅱ-1-5714	急傾斜地の崩壊																																																	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 771号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日之影町	袴谷 1	I-1-1954	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス川原崎店・小川商店
延岡市川原崎町 257 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和3年9月17日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 野 利 男	小林市南西方4407番地
理 事	松ヶ野 博	小林市南西方4478番地
理 事	大 山 英 雄	小林市南西方4759番地 1
理 事	松 元 昇	小林市南西方4476番地
理 事	富 満 正 年	小林市細野3950番地12
理 事	松ヶ野 政 信	小林市南西方4498番地
理 事	佐々木 勇	小林市南西方4203番地 1
理 事	柳 川 けい子	小林市南西方4254番地 1
理 事	松ヶ野 静 男	小林市南西方4479番地 1
監 事	大牟田 勝 徳	小林市南西方5140番地
監 事	松 元 良 一	小林市南西方4604番地37

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、三田井土地改良区（高千穂町）の役員が就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 3 年 10 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	興 梶 秀 幸	西臼杵郡高千穂町大字三田井1713番地
理 事	甲 斐 光 邦	西臼杵郡高千穂町大字三田井4348番地 1
理 事	増 田 慶 一	西臼杵郡高千穂町大字三田井3643番地
理 事	佐 藤 実 雄	西臼杵郡高千穂町大字三田井2720番地
理 事	佐 藤 利 徳	西臼杵郡高千穂町大字三田井3940番地
理 事	後 藤 豊 和	西臼杵郡高千穂町大字三田井2771番地

理 事	田 崎 秋 俊	西臼杵郡高千穂町大字三田井 733番地10
監 事	田 尻 寿 稔	西臼杵郡高千穂町大字三田井4349番地
監 事	権 藤 正 和	西臼杵郡高千穂町大字三田井2480番地
監 事	佐 藤 睦 夫	西臼杵郡高千穂町大字三田井4226番地

（任期：令和 6 年 9 月 4 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 光 邦	西臼杵郡高千穂町大字三田井4348番地 1
理 事	甲 斐 保 男	西臼杵郡高千穂町大字三田井3046番地
理 事	馬 原 美 文	西臼杵郡高千穂町大字三田井2713番地
理 事	甲 斐 新 一	西臼杵郡高千穂町大字三田井4380番地
理 事	興 梶 晴 義	西臼杵郡高千穂町大字三田井 239番地
理 事	興 梶 秀 幸	西臼杵郡高千穂町大字三田井1713番地
理 事	増 田 慶 一	西臼杵郡高千穂町大字三田井3643番地
監 事	田 尻 寿 稔	西臼杵郡高千穂町大字三田井4349番地
監 事	佐 藤 哲 伸	西臼杵郡高千穂町大字三田井2747番地
監 事	権 藤 正 和	西臼杵郡高千穂町大字三田井2480番地